

# 第8章 国際予備審査機関に対する手続

(主として国際予備審査機関としての日本国特許庁に対する手続)

## 第1節 国際予備審査の請求

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性・進歩性・産業上の利用可能性について、予備的かつ拘束力のない見解を示すことを目的とします。(条33(1))

### 1. 請求の時期

国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び国際調査機関の見解書の送付の日から3月又は、優先日から22月のうち、いずれか遅く満了する期間(規54の2.1)

2002年4月1日付でPCT条約第22条が改正され、予備審査請求の有無にかかわらず、翻訳文の提出期限が一律優先日から30月になりました。

しかし、1)ルクセンブルグ LU 2)ウガンダ UG 3)タンザニア TZ(2016年2月現在)では、自国の国内法令との整合性が確保されるまで、従来どおり翻訳文の提出期限は優先日から20(又は21)月であり、19月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合に限り、国内移行期限が30(又は31)月となります。

これらの国々については、今後、経過措置の撤回などもありますので、最新情報をWIPOウェブサイト等で確認することをお勧めします。

### 2. 国際予備審査の請求をすることができない場合

(1) すべての出願人が、条約第二章(国際予備審査)の規定に拘束されている締約国の居住者又は国民でない場合(条31(2)(a)、法10(1))

(2) 国際出願において指定されたすべての国が、条約第二章を留保している国である場合(法施51)

※ なお、国際出願の取下げ又はすべての指定国の取下げ等により、国際出願が存在しなくなった後は国際予備審査の請求はできません。

### 3. 請求に必要な書類

(1) 国際予備審査請求書(条31(3)、法10(2)、法施53)[様式7-1]

(2) 事前に代理人の選任がなく国際予備審査の請求を代理人により行う場合、あるいは国際予備審査請求を新しい代理人により行う場合には、代理人の選任を証明する書面(出願人が国際予備審査請求書の第VII欄に記名押印をした場合を除きます。)

(規90.4(a)、法施5、同6)

#### 4. 請求に必要な手数料 (条 3 1 (5))

(1) 予備審査手数料 (規 5 8. 1、法 1 8 (2)③、令 2 (2)③)

(2) 取扱手数料 (規 5 7. 1、法 1 8 (2)③、令 2 (5)、法施 8 1)

#### 5. 国際予備審査機関による送付・通知

国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書を受理した場合には、国際事務局に請求書（又はその写し）を送付します。また、出願人にその受理の年月日を通知します。

(規 6 1. 1 (a) (b)、法施 5 4 (1))

#### 6. 国際事務局による通知

国際事務局は、選択官庁に対し選択された旨の通知を、条約第 2 0 条に規定する送達とともに選択官庁に送付します。

(条 3 1 (7)、規 6 1. 2 (a) (c))

国際事務局は、出願人に対し通知を受けた選択官庁を書面で通知します。

(規 6 1. 3)

#### 7. 公報への掲載

国際事務局は、国際予備審査の請求書の提出後であって、その国際出願の国際公開がされた後、速やかに国際予備審査の請求書及び選択国に関する情報を公報に掲載します。(規 6 1. 4)

## 第 2 節 管轄国際予備審査機関

### 1. 日本語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して日本語による国際出願をした場合、日本国特許庁が国際予備審査機関となります。

(条 3 2、規 5 9. 1)

### 2. 英語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して英語による国際出願をした場合、国際調査を行った機関が国際予備審査機関となります。したがって、国際予備審査の請求は、日本国特許庁が国際調査報告を作成する場合は日本国特許庁に対して行い、欧州特許庁が国際調査報告を作成する場合は欧州特許庁に対して行い、シンガポール知的所有権庁が国際調査報告を作成する場合はシンガポール知的所有権庁に対して行います。

(条 3 2、規 5 9. 1)

《欧州特許庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

European Patent Office

D-80298 Munich

Germany

《シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

Intellectual Property Office of Singapore  
IP101,51 Bras Basah Road,  
#01-01,Manulife Centre  
Singapore 189554

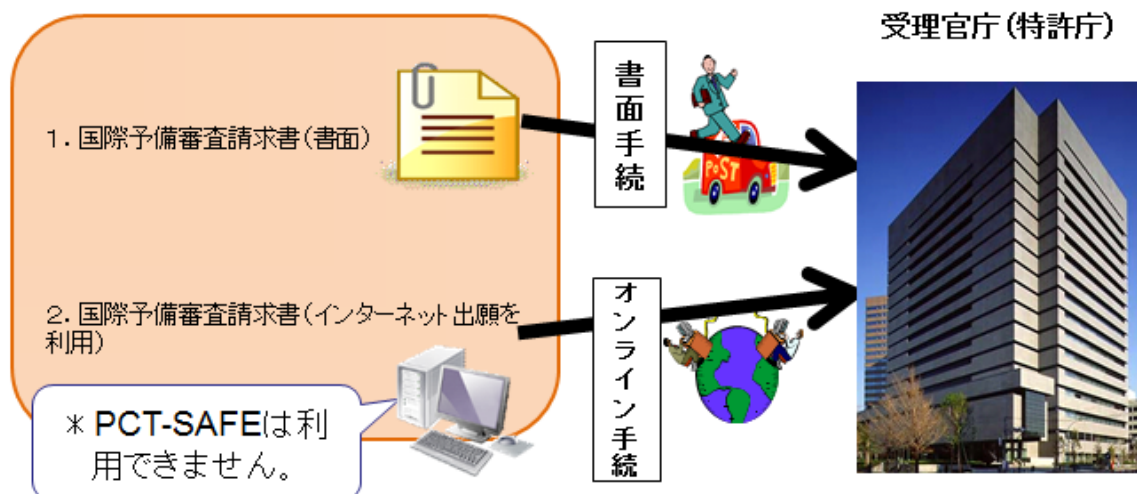
### 第3節 国際予備審査請求書の作成・手続形態について

2016年4月から、インターネット出願ソフトを利用した提出が可能となりました。

(特例施10(1)5の2ロ)

なお、国際予備審査請求書をインターネット回線を利用して提出(以下「オンライン手続」という。)するためのソフトウェアは、特許庁が提供する「インターネット出願ソフト」のみです。(PCT-SAFEは利用できません。)また、オンライン手続ができる国際予備審査請求書は、日本語で作成された国際出願に係る請求書に限られます。

#### <国際予備審査請求書の手続形態>



#### 1. 書面手続

国際予備審査請求書を書面にて提出する方法です。

#### 2. オンライン手続

特許庁が提供するソフトウェア「インターネット出願ソフト」を利用し、インターネット回線を利用して提出する方法です。

当該請求書作成の操作については、国際出願の願書の作成と同様に、「ノートブック」と呼ばれる基本画面で行います。

## 第4節 国際予備審査の請求書の作成要領

### 1. 様式

請求書は、オンライン手続の場合は、インターネット出願ソフトを利用して作成し、書面手続の場合は印刷又はコンピュータ印字による所定の様式で作成します。

なお、書面手続については、WIPOウェブサイト [英語] 又は特許庁ウェブサイト [日本語] が提供するエディタブルPDF形式の様式を利用できます。

印刷した国際予備審査請求書の様式は受理官庁（特許庁国際出願室）にて無料で提供しています。

(規5 3. 1 (a) (b)、細1 0 2 (h)、法施5 3)

([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/pct\\_paper.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pct_paper.htm))

### 2. 各欄の作成要領

[様式7-1 (1)] [様式7-1 (2)]

#### (1) 国際出願の表示 第Ⅰ欄 (規5 3. 6)

オンライン手続の場合はインターネット出願ソフトにおける「新規出願参考情報」と「国際出願の表示」のノートブックページで入力します。

① 国際出願番号を記載します。国際出願番号が受理官庁から通知される前に国際予備審査の請求をする場合には、国際出願番号にかえて受理官庁名（日本国特許庁）を記載します。

② 国際出願日及び優先日を記載します。記載については、日・月・西暦年を「0 1 . 0 4 . 2 0 1 6」のように記載します。2以上の優先権の主張を伴う場合には、優先権の主張に係る最先の出願の出願日を優先日として記載します。

優先権を主張する基礎の出願がない場合には、優先日の欄に日付は記載しません。

③ 国際出願の願書に「出願人又は代理人の書類記号」を記載したときは同じ書類記号を記載します。

④ 発明の名称を記載します。ただし、国際調査機関により作成された場合にはその発明の名称を記載します。

国際予備審査請求書と3 4条補正を書面手続にて同日に受理官庁に提出する場合、3 4条補正により発明の名称を補正する場合には、その発明の名称を記載します。

また、国際予備審査請求書をオンライン手続で提出する場合、3 4条補正により発明の名称を補正する場合であっても国際出願時の発明の名称を、国際調査機関により作成された場合にはその発明の名称を記載します。

#### (2) 出願人 第Ⅱ欄 (規5 3. 4)

オンライン手続の場合はインターネット出願ソフトにおける「氏名（名称）」のノートブックページで入力します。

出願人の記載は、選択国の出願人にあたる者の全員を記載しなければなりません。

書面手続において、出願人が3名以上の場合は「第Ⅱ欄の続き 出願人」の用紙を使用して記載します。

「氏名（名称）及びあて名」の記載方法については、「第3章 第2節 3. 願書の各欄の記載要領」の欄を参照してください。

なお、記載要件の簡素化は、願書上の取扱いと同様です。（規6 0. 1 (aの2)(aの3)）

また、電子メールアドレスを利用して、当該予備審査請求に関する通知の送付を希望する場合は、「電子メールの使用の承認」欄に記載します。「事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。」、「電子メールによる通知のみを希望する（書

面による通知の送付は希望しない)。」のいずれか一つの□内にレ印を付します。

※ 日本国特許庁から発送される各種通知について、電子メールにて送付するサービスは行っておりません。

(詳細はWIPOウェブサイト「PCT NEWSLETTER 2010年4月号」参照)

※ 出願人、及び、代理人又は共通の代表者の両方について電子メールの許可が与えられている場合、国際事務局による電子メールでの連絡は代理人又は共通の代表者のみに行われます。

(3) 代理人又は共通の代表者 第Ⅲ欄 (規53.5)

オンライン手続の場合はインターネット出願ソフトにおける「氏名(名称)」のノートブックページで入力します。

- ① 第Ⅲ欄に記載の者が代理人又は共通の代表者かどうか□内にレ印を付します。また、代理人又は共通の代表者についての選任に関して該当する□内にレ印を付します。
- ② 電子メールアドレスを利用して、当該国際出願に関する通知の送付を希望する場合は、「電子メールの使用の承認」欄に記載します。  
詳細は前述の「(2) 出願人」の欄を参照してください。
- ③ 代理人又は共通の代表者が選任されていない場合には、通知が送付されるための「あて名」をこの欄に記載することができます。このあて名は、請求書の「第Ⅱ欄 出願人」に記載されているあて名と異ならなければなりません。あて名を記載する場合には、「通知のためのあて名」□内にレ印を付します。

(4) 補正に関する記述 第Ⅳ欄

(規53.2(a)(iv)、同53.9、同62.2、同69.1、法施52(1)⑥)

オンライン手続の場合はインターネット出願ソフトにおける「基本事項」のノートブックページで入力します。

条約第19条及び第34条の規定に基づく補正書を基礎として国際予備審査を開始することを出願人が希望する場合には該当する□内にレ印を付します。

- ① 条約第19条の規定に基づく補正が行われた場合には、出願人は国際予備審査のために条約第19条の補正書を考慮するか、又は条約第34条の補正により、その条約第19条の補正は取り消されたものとして、条約第34条補正を基礎として予備審査の開始を希望するかを表示します。(規53.9(a))
- ② 条約第34条の規定に基づく補正書を請求書とともに提出する場合には、当該補正を基礎として予備審査の開始を希望する旨を表示します。(規53.9(c))  
なお、条約第34条の規定に基づく補正書を請求書とともに提出する記載はあるが、実際には提出されていない場合、出願人に対して指定した期間内に補正書の提出を求めます。  
この場合、補正書の受領又は指定した期間の満了までは国際予備審査を開始しません。(規60.1(g)、同69.1(e))
- ③ 条約第19条の規定に基づく補正が行われておらず、かつ、その提出期間が満了していない場合であり、国際予備審査機関が規則69.1(d)の規定に従い国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、出願人は同規則の規定に従い国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示をすることができます。(規53.9(b))
- ④ 優先日から22月を待たずに国際予備審査の早期開始を希望する場合は、その旨を表示します。(規69.1(a)但書、法施53の2)

(5) 国の選択 第V欄 (規53.7)

みなし全選択により、記載の必要はありません。既に、様式に「この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、PCT第Ⅱ章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。」と印字されています。

(6) 照合欄 第VI欄

オンライン手続の場合は、インターネット出願ソフトにおける「内訳」のノートブックページで入力された書類が表示されます。

紙手続の場合は、補正書等の添付がある場合には、書類の枚数を記載します。

- ① 条約第34条補正を提出する場合、  
「2. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書」に差替え用紙の枚数を記入します。  
「3. 特許協力条約に基づく補正書に添付された書簡(規則66.8)」には、手続補正書の書簡の枚数を記入します。
- ② 条約第19条補正及び書簡の写し並びに説明書を提出する場合、  
「4. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書の写し」  
「5. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書に添付された書簡の写し」  
「6. 特許協力条約第19条の規定に基づく説明書の写し」  
に、各々の枚数を記載します。
- ③ その他添付書類がある場合には該当する□内にレ印を付します。

※ 照合欄に、答弁書に関する記載はしないでください。

なお、国際予備審査請求書をオンライン手続で行う場合には、条約第19条補正及び書簡の写し並びに説明書を当該申請書の添付書類として同時(オンライン手続として)に提出することができます。ただし、この場合においては、19条補正書の写しが複数ページにわたる場合、「19条補正書の写し1ページ目」「19条補正書の写し2ページ目」のようにページ毎に添付する必要があります。

また、書面手続で行う場合は、条約第34条補正、条約第19条補正、書簡の写し及び説明書は、直接特許庁に提出します。その場合は、国際予備審査請求書の提出後速やかに提出してください。

(7) 出願人、代理人又は共通の代表者の記名・押印(署名) 第VII欄

出願人が代理人又は代表者を選任した場合には、その代理人又は代表者が記名押印します。代理人又は代表者が選任されない場合には、少なくとも一人の出願人が記名押印をします。

オンライン手続の場合は、申請書作成が終了しノートブックの作業終了後、提出のための処理を行う過程で電子証明書を利用した電子署名を付す作業が必要です。インターネット回線は、手続者の特定ができないため、あらかじめ取得している電子証明書を用いた電子署名を付すことにより手続者が特定され、出願時に押印があった場合と同等の効果が得られます。このとき第VII欄に選択された者の名前を記名し、サインとして「(PKCS7デジタル署名)」といった表示がされます。

(8) その他

書類の作成上の一般原則及び願書の作成要領に従って作成します。

「第2章 第3節 国際出願書類等の作成上の一般原則」の欄を参照してください。

## 第5節 国際予備審査の請求に係る手数料

### 1. 国際予備審査請求に必要な手数料

(2016年10月1日現在)

(1) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合

(規58.1、規57.1、法18(2)③、法施81、令2(2)③、同2(5))

手数料の種類	納付期間	金額	納付方法
予備審査手数料	国際予備審査請求書の提出から1月以内 又は 優先日から22月以内のうち いずれか遅く満了する期間内	26,000円 (日本語出願による場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許印紙</li> <li>・現金納付</li> <li>・予納 (DEMAND(英語)は予納利用不可)</li> <li>・電子現金納付</li> <li>・口座振替(ただし、オンライン手続時のみ)</li> </ul>
		58,000円 (英語出願による場合)	
取扱手数料	21,600円		

(2) 欧州特許庁が国際予備審査機関の場合

(規則58.1、規則57.1)

手数料の種類	納付期間	金額	納付方法
予備審査手数料	国際予備審査請求書の提出から1月以内 又は 優先日から22月以内のうち いずれか遅く満了する期間内	1,930EUR	欧州特許庁の規則による
取扱手数料		183EUR	

(3) シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合

(規則58.1、規則57.1)

手数料の種類	納付期間	金額	納付方法
予備審査手数料	国際予備審査請求書の提出から1月以内 又は 優先日から22月以内のうち いずれか遅く満了する期間内	830SGD	シンガポール知的所有権庁の規則による
取扱手数料		291SGD	

### 2. 手数料の納付方法

国際事務局のための手数料(取扱手数料)は、国際予備審査機関が徴収します。また、予備審査手数料は、国際予備審査機関の任務の遂行に係る手数料です。したがって、国際予備審査に係る手数料は、いずれも国際予備審査機関に支払います。(規57.1、同58.1(a))

※ なお、上記手数料を納付するための手続書類である国際予備審査請求書及び手数料納付書(国際予備審査に関する手数料の納付)は2016年4月から、オンライン手続による提出が可能となりました。

(1) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合

納付方法は、特許印紙、現金納付、予納、電子現金納付又は口座振替により納付ができます。ただし、口座振替による納付は、オンライン手続による国際予備審査請求書又は手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）の提出時に限られます。

(A) 国際予備審査請求と同時に納付する場合

① 国際予備審査請求書を書面により提出する場合

- ・特許印紙又は現金納付

特許印紙又は納付済証（特許庁提出用）をA4の用紙に貼付してその下に「予備審査手数料・取扱手数料・合計」と記載し、その横に「各手数料額及び合計額」を記載して国際予備審査請求書に添付します。 [様式7-1(1)] [様式7-2]

- ・予納又は電子現金納付

予納を利用して納付する場合は、手数料計算用紙の「予納台帳番号」欄に第Ⅶ欄に押印した者の予納台帳番号（6桁）を記載します。また、電子現金納付を利用して納付する場合は、「納付番号」欄に納付番号（16桁）を記載します。

② 国際予備審査請求書をオンライン手続により提出する場合

オンライン手続の場合はインターネット出願ソフトの「支払い」のノートブックページで、納付方法を選択し、選択した支払方法に該当する予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号を記載します。

(B) 国際予備審査請求の後に納付する場合

国際予備審査請求書の提出後に納付する場合の手続書類は、「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」となります。

① 手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）を書面により提出する場合

- ・特許印紙又は現金納付

特許印紙により納付するときは、必要な額の特許印紙を手数料納付書の左上部に貼り、その下にその額を括弧をして記載し、「【手数料の表示】」の「【手数料の種類】」には、納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載します。なお、この場合において、「（【予納台帳番号】）」の欄は不要です。

現金納付により納付するときは、手数料納付書の「【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」として納付書番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載し、納付済証（特許庁提出用）を別の用紙（A4）にはります。

- ・予納又は電子現金納付

予納により手数料を納付するときは、「【予納台帳番号】」に予納台帳番号を記載し、「【手数料の種類】」には、納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載します。

また、電子現金納付により手数料を納付するときには、「【手数料の種類】」には、納付する手数料の種類を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」として納付番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載します。

② 手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）をオンライン手続により提出する場合

- ・現金納付又は予納

現金納付により納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の「【手数料の種類】」



には、納付する手数料の種類を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」として納付書番号を記載し、「【手数料の表示】」の欄の「【手数料の種類】」には、納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載します。なお、この場合において、納付済証（特許庁提出用）を別の用紙（A4）に貼り手続補足書（書面）に添付して、手数料納付書の提出日から3日以内に受理官庁に提出します。

予納により手数料を納付するときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載します。

・電子現金納付

電子現金納付により納付するときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」として納付番号を記載し、「【手数料の種類】」には、納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載します。

・口座振替

口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」として振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には、納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載します。

（法施78、法施様27、同27の2（英語））[様式2-1（1）]

※ 2014年4月1日以降に中小ベンチャー企業・小規模企業等が日本語で特許協力条約に基づく国際出願を行い、その後に国際予備審査を請求した場合は、国際予備審査手数料を1/3に軽減する支援措置及び取扱手数料の2/3相当額を申請に基づき交付金として交付する支援措置があります。

詳しくは、「第9章 中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とした支援措置」をご覧ください。

※ 従来は国際予備審査請求書の手数料計算用紙には軽減後の額ではなく適正額を記載していましたが（口座振替を利用する場合を除く）、今後は軽減後の額を記載してください。

（2）欧州特許庁が国際予備審査機関の場合

欧州特許庁の規則に従います。

支払いは、欧州特許庁が開設した下記の銀行口座への振込、郵便振替口座への納付又は振込、欧州特許庁を受取人とした小切手の送付又は送金によって行います。

口座番号 3 338 800 00（銀行コード 700 800 00）  
IBAN DE20 7008 0000 0333 8800 00  
SWIFTコード DRESDEFF700  
口座名義 European Patent Organization  
口座所在地 Commerzbank AG  
Leopoldstrasse 230  
80807 München

（3）シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合

支払いは、シンガポール知的所有権庁が開設した下記の銀行口座への振込によって行います。

口座番号 003-900067-7  
SWIFTコード DBSSSGSG  
口座名義 Intellectual Property Office of Singapore

口座所在地 Development Bank of Singapore Ltd  
12 Marina Boulevard Level 3 MBFC Tower 3  
Singapore 018982

### 3. 納付の時期

国際予備審査請求書の提出から1月以内又は優先日から22月以内のうちいずれか遅く満了する期間内 (規57.3(a)、同58.1(b))

#### (1) 補正の命令

所定の期間内に手数料が支払われていない場合は、特許庁長官(国際予備審査機関)は出願人に対し、手数料の補正を命じます。 (規58の2.1(a)、法14、令1(2))

#### (2) 補正の期間

命令の日(発送日)から1月以内 (規58の2.1(a)、法施69)

#### (3) 補正の方法

「手続補正書(国際予備審査請求書に係る補正)」を書面手続又はオンライン手続にて提出します。

※「手数料補正書」ではありません。

(法施70(2)、法施様29備考1、同15の2(英語)、特例施10(1)5の2ホ)[様式2-2]

#### (4) 補正されない場合

所定の期間内に手数料の納付がされない場合は、国際予備審査の請求は行われなかったものとみなします。 (規58の2.1(b)、令1(3))

## 第6節 国際予備審査の開始及びそのための期間

国際予備審査は、以下の1~4に従うことを条件に、国際予備審査機関が次の①~③の全てを受領した時に開始されます。

- ① 国際予備審査請求書
- ② 取扱手数料及び予備審査手数料
- ③ 国際調査報告書又は国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関の宣言のいずれか、及び国際調査機関の見解書

ただし、国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除き、国際予備審査請求期間(国際調査報告の送付日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期間)が満了するまでは、国際予備審査を開始しません。 (規69.1(a))

### 1. 出願人による早期開始の希望がある場合

出願人は、規則54の2.1(a)に規定する期間の満了前に、国際予備審査の開始を請求することができます。この請求は、国際予備審査請求書の該当欄に希望する旨を表示するか又は国際予備審査開始請求書を提出することによって行います。

## 2. 条約第19条の補正を考慮する希望がある場合

国際予備審査請求書の補正に関する記述に条約第19条の規定に基づく補正を考慮することを希望する旨の表示がある場合には、国際予備審査機関はその補正書の写しを受領する前に国際予備審査を開始しません。  
(規69.1(c)、同53.9(a)(i))

## 3. 条約第34条の補正の記述がある場合

国際予備審査請求書の補正に関する記述に条約第34条の規定に基づく補正書を国際予備審査の請求書とともに提出した旨の表示があるにもかかわらず、補正書が同時に提出されていない場合には、予備審査機関による補正書の受領又は国際予備審査機関が出願人に補正書の提出を求めた期間の経過のいずれかが生じるまでは国際予備審査を開始しません。  
(規53.9(c)、同60.1(g)、同69.1(e)、法施63の2)

## 4. 国際調査と同時にする場合

国際予備審査機関が国際調査機関と同一である場合には、国際予備審査機関が希望するときは、上記1. に従うことを条件に国際予備審査を国際調査と同時に開始することができます。  
(規69.1(b))

日本国特許庁において国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、明示的に1. の早期開始の希望を請求しておく必要があります。

# 第7節 国際予備審査の請求後に行う手続

## 1. 手続の補完

### (1) 補完の命令

国際予備審査の請求が以下のいずれかに該当する場合は、手続の補完が命じられます。

(規60.1(a)、法14、令1(1)、法施63(2))

- ① 出願人の氏名(名称)及びあて名が記載されていない場合(出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く)  
(法施63(2)①、同52②)
- ② 発明の名称が記載されていない場合  
(法施63(2)①、同52④)
- ③ 国際出願番号及び国際出願日の記載がない場合(国際出願番号及び国際出願日の通知されていないときには、受理官庁(日本国特許庁)の名称が記載されていない場合)  
(法施63(2)①)、同52⑤)
- ④ 国際出願の言語により記載されていない場合  
(法施63(2)②、同63(1)②)

### (2) 補完の期間

命令の日(発送日)から1月以上(特許庁長官が定める) (規60.1(a)、法施69)

### (3) 補完の方法

「手続補完書（令第1条第1項の規定による命令に基づく補完）」を提出することにより行います。（法施70(1)で準用する法施24、法施様12、同12の2(英語)）  
[様式2-3]

### (4) 補完がされた場合

所定の期間内に補完の手続がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は国際予備審査機関が手続補完書を受領した日に受理されたものとみなされます。  
(規60.1(b)後段、令1(1))

### (5) 補完がされなかった場合

所定の期間内に手続の補完がされなかった場合は、その国際予備審査の請求は、初めからなかったものとみなされ、国際事務局及び出願人にその旨が通知されます。  
(規60.1(c)、同61.1(b)、令1(3))

## 2. 手続の補正

### (1) 補正の命令

国際予備審査の請求書が以下のいずれかに該当する場合には、手続の補正が命じられます。  
(規60.1(a)、法14、令1(2)、法施63(1))

- ① 予備審査手数料及び取扱手数料が所定の期間内に納付されていない場合  
(規58の2.1、法14)
- ② 国際予備審査を請求する旨の申立ての記載がない場合 (法施63(1)①、同52①)
- ③ 出願人の記載はあるが、全員の記載がされていない場合 (規60.1(a)、53.2(a)(ii))
- ④ 出願人の国籍及び住所が記載されていない場合 (出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く) (法施63(1)①、同52②)
- ⑤ 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名の記載がない場合  
(法施63(1)①、同52③)
- ⑥ 提出者の氏名若しくは名称の記載又は押印がない場合 (提出者が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び押印がある場合を除く)  
(法施63(1)④)
- ⑦ 代理人の資格について不備がある場合 (法施63(1)③)
- ⑧ 請求書が所定の様式により作成されていない場合 (法施63(1)⑤)

### (2) 補正の期間

命令の日(発送日)から1月以上(特許庁長官が定める) (規60.1(a)、法施69)

### (3) 補正の方法

「手続補正書(国際予備審査請求書に係る補正)」を提出することにより行います。ただし、書面手続になります。(①については2016年4月からオンライン手続が可能になりましたが、②から⑧の手続については添付書類が必要なためオンライン手続はできません。)(法施70(3)、法施様29、同29の2(英語)) [様式2-6(1)]

(4) 補正がされた場合

所定の期間内に手続の補正がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は、国際予備審査機関が実際の請求書を受領した日に受理されたものとみなされます。(規60.1(b)前段)

(5) 補正がされなかった場合

所定の期間内に手続の補正がされなかった場合は、国際予備審査の請求は初めからなかったものとみなされ、国際事務局及び出願人にその旨が通知されます。

(規60.1(c)、同61.1(b)、令1(3))

### 3. 国際予備審査の開始の請求

(1) 開始の請求

国際予備審査を請求した出願人は、規則69.1(a)の規定に従い、法施第51条の2第1項に規定する期間の満了前に、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始の請求をすることができます。(法施53の2(1))

(2) 請求の方法

「国際予備審査開始請求書」を提出して行います。

(法施53の2(2)、法施様21の3、同21の4(英語)) [様式7-5]

### 4. 発明の単一性の欠如

(1) 請求の範囲の減縮・追加手数料の納付命令

国際予備審査の請求に係る国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合には、国際予備審査機関は、その請求の範囲を減縮するか又は追加手数料を納付すべきことを相当の期間を指定して出願人に命じます。(条34(3)(a)、法12(3))

《命令書の内容》

(規68.2、法施58)

- ① 発明の単一性の要件を満たすこととなる請求の範囲の減縮の明示
- ② 追加して納付する手数料の金額
- ③ 発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由

(2) 減縮・納付の期間

命令の日(発送日)から1月

(3) 追加手数料の額

(2016年4月1日現在)

追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定めます。

(規68.3(a))

- ① 日本国特許庁(国際出願が日本語) 1発明につき 15,000円
- 日本国特許庁(国際出願が英語) 1発明につき 34,000円

※ なお、日本国特許庁(英語)1発明につき34,000円については、2016年4月1日以降に予備審査手数料を支払った案件に適用され、4月1日以前に予備審査手数料を支払った案件は、国際出願が英語で作成されている場合であっても、15,000円です。

(令2(7))

- ② 欧州特許庁 1,930ユーロ(EUR)
- ③ シンガポール知的所有権庁 830シンガポールドル(SGD)

(4) 減縮・納付の方法

出願人は、所定の期間内に「請求の範囲の減縮書」「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」のいずれかを提出することにより行います。

※ なお、「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」、「請求の範囲の減縮書」、又は「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」は、2016年4月1日よりオンライン手続が可能となりました。

(規68.3(b)、法施59、法施様22、同22の2(英語)、特例施10(1)5の2イ及びハ)  
[様式7-7]

(5) 減縮・納付がされた場合

必要な減縮が行われた場合又は（及び）十分な追加手数料の納付がなされた場合には、該当する請求の範囲について国際予備報告が作成されます。

(6) 減縮・納付がされなかった場合

① 減縮も納付もされなかったとき

国際予備審査機関は、主発明であると認められる発明に係る部分について報告を作成します。  
(条34(3)(c))

② 不十分な減縮

発明の単一性の要件が満たされないときは、前記①と同じ手続がとられます。

(規68.4、法12(4))

③ 不十分な納付

a 審査官は、納付があった発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分して、納付があった発明に係る部分についてはその国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分については追加手数料が不十分である旨を国際予備報告に記載します。

(法12(4))

b 上記の区分は、審査官が主要な発明と認める順序にしたがって行います。(法施60)

c 審査官がその順序を定めることができないときは、請求の範囲における発明の記載の順序に従います。  
(規68.5、法施60)

(7) 減縮又は支払いを求めない場合

条約第34条(4)(b)及び条約規則66.1(e)の規定（予備審査の対象としない場合）に従うことを条件として、国際出願の全体について国際予備審査を進め、書面による見解及び国際予備報告に発明の単一性の要件を満たしていないと認めた旨を表示し及びその理由を明記します。  
(規68.1)

(8) 追加手数料異議の申立て

(規68.3(c)(d)(e)、法施70(4)で準用する法施44から45の4)

① 異議の申立て

追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、その命じられた金額を納付するとともに「発明の単一性の要件を満たしている」又は「追加の手数料の額が過大である」旨の理由を記載した「陳述書」を提出することにより異議を申立てることができます。

(規68.3(c)、法施44(1)特例施10(1)5の2チ)

② 申立ての方法（日本国特許庁の場合）

「陳述書」を「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」と同時に提出する

ことにより行います。(法施44(2)、法施様19、同19の2(英語)) [様式4-2]

③ 申立ての期間(減縮・納付期間(規68.2)に準ずる)

命令の日(発送日)から1月

④ 異議申立手数料(日本国特許庁は適用しません) (2016年1月14日現在)

国際予備審査機関は、異議の審理のための手数料(異議申立手数料)の支払を出願人に要求することができます。

※ 国際予備審査機関としての欧州特許庁又はシンガポール知的所有権庁に対して、異議申立てをする際の手数料

875ユーロ(EUR)

650シンガポールドル(SGD)

異議申立手数料は、出願人に通知した日から1月以内に支払われなければなりません。支払われなかった場合には、異議の申立ては取り下げたものとみなされます。

異議が正当と認められた場合には、異議申立手数料は払い戻されます。(規68.3(e))

⑤ 異議申立ての決定

異議の申立ては、3名の審査官の合議体により決定され、決定の謄本が申立人に送付されます。追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があったときは、追加手数料の全部又は一部が申立人に返還されます。

(規68.3(c)(d)、法施45、同45の4)

## 5. 答弁書の提出

(1) 国際調査機関の見解書

国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、国際調査機関の内容が規則66.2(a)に示されるものに該当する場合には、国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。(規66.1の2、法施55の2(1))

(2) 国際調査機関の見解書に対する答弁書

出願人は、上記(1)の見解書に対して、国際予備審査を請求した時から、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の通知を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期間までに答弁書を提出することができます。(規43の2.1(c)、法施55の2(2))

答弁書は、必要な場合には補正書とともに、国際予備審査機関に提出することができます。

(規43の2.1(c)、法施55の2(3)、同62、法施様23、同23の2(英語) 特例施10(1)5の2ニ) [様式7-3]

(3) 追加の見解書の交付

国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の最初の見解書とみなされることを条件として、国際予備審査機関は、まだ否定的な見解が存在している場合にも、追加の見解書を作成することなく国際予備報告を作成することができます。

国際予備審査機関は、見解書の作成回数をできる限り少なくするという原則に従いつつ、出願人が見解書に対する答弁に十分な努力を払っているか、国際予備報告を作成するための時間的な余裕があるか等を勘案して、必要に応じて国際予備審査機関としての見解書を再度作成することができます。(PCT国際調査及び予備審査ガイドライン19章)

(4) 追加の見解書に対する答弁書

出願人は、その見解書に対して指定された期間内に答弁書を提出することができます。

(条34(2)(d)、法13)

- ① 答弁の期間 (規66.2(d))

通知の日(見解書の発送日)から2月

※ 出願人が期間満了前に延長請求をした場合は、延長することができます。

(規66.2(e)) [様式7-6]

- ② 答弁の方法

「答弁書」を管轄国際予備審査機関に提出することにより行います。

(規66.3(b)、法施62、法施様23、同23の2(英語) 特例施10(1)5の2ニ)

[様式7-3]

- (5) 出願人の請求による答弁書の提出

国際予備審査機関は、出願人の請求により答弁書を提出する期間を与えることができます。

(規66.4(b)、法施61の2、法施様23、同23の2(英語)) [様式7-3]

## 6. 条約第34条の規定に基づく補正

国際予備審査の請求をした出願人は、次の期間内に限り当該請求に係る国際出願の明細書、請求の範囲及び図面について補正をすることができます。補正は出願時における国際出願の開示の範囲を超えることはできません。(条34(2)(b)、法11)

- (1) 補正が可能な期間

- ① 国際予備審査の請求をした時から国際予備報告の作成が開始されるまでの期間

(規66.1(b)、法施55①)

【注意】国際調査見解書の導入によって国際予備審査機関があらためて見解書を作成しない場合、多くの国際出願は優先日から22月を経過した後、比較的早い段階で国際予備報告の作成に着手されることが予想されます。したがって、国際予備審査の段階で補正をするのであれば、国際予備審査請求と同時に条約第34条補正を提出することをお勧めします。

※ 国際予備審査機関は、見解書又は国際予備報告の作成を開始した後に受理した補正書、抗弁、又は明白な誤記の訂正は、見解書又は国際予備報告の作成の考慮に入れることを必要としません。(規66.4の2)

- ② 審査官が期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間 (法施55②)

- ③ 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間 (法施55③)

- (2) 補正の方法

「手続補正書(法第11条の規定による補正)」を管轄国際予備審査機関に提出することにより行います。

(法施70(2)で準用する法施31、法施様15、同15の2(英語)) [様式7-4]

《補正書の形式》 (規66.8、法施様15備考4)

- ① 「補正の内容」欄には、明細書・請求の範囲・図面の補正について、補正事項を指摘するとともに、補正の根拠を表示します。

補正の根拠を表示するとは、国際出願の出願時における明細書・請求の範囲・図面の記載のうち、補正の基礎となる記載箇所と、その箇所を特定できる程度の説明を記述するこ



とをいいます。

- ② 明細書又は図面を補正する場合には、補正のための差替え用紙を添付します。
- ③ 請求の範囲を補正する場合には、請求の範囲全文を記載したものを差替え用紙として添付します。
- ④ 一の用紙の全体が削除されることになる場合は、差替え用紙の添付を必要としません。
- ⑤ オンライン出願により提出した配列表を補正する場合は、配列表の補正部分の差替え用紙の提出は不要です。補正後の配列表全部を記録した磁気ディスクに「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」を添付して提出します。 [様式1-2(2)]

## 7. 条約第19条の規定に基づく補正書の写しの提出

条約第19条補正書の提出の時に既に国際予備審査の請求を行っている場合には、補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写しを国際予備審査機関にも提出することが望ましいとされています。(規62.2)

## 8. 明らかな誤りの訂正請求

願書以外の部分又は国際予備審査機関に提出された書類に関して該当する場合に請求できます。「第5章 第8節 明らかな誤りの訂正請求」の欄を参照してください。

## 9. 謄本の請求

国際予備審査を請求した出願人又はその出願人の承諾を得た者は、国際事務局又は国際予備審査機関に対し、国際予備審査に関する書類の謄本の交付を請求することができます。

(規94.1、同94.2)

「第5章 第13節 3. 国際出願に関する書類の謄本の請求」の欄を参照してください。

## 10. 文献の写しの請求

国際予備審査の請求をした出願人又は指定官庁は、国際予備報告に記載された文献であって国際調査報告に記載されていない文献の写しを、国際予備審査機関に対し国際出願日から7年間の期間内に請求することができます。(条36(4)、法15)

「第5章 第13節 5. 文献の写しの請求」の欄を参照してください。

### 11. 国際予備審査請求の取下げ又は選択の取下げ

- (1) 出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべての選択国を優先日から30月を経過する前にいつでも取り下げることができます。

(条37(1)、規90の2.4(a))

- (2) 取下げは、国際事務局に届け出ます。取下げの効力は、国際事務局に対する出願人からの通告の受領の時に生じます。

(条37(3)(a)、規90の2.4(b))

- (3) 出願人が取下げの通告を国際予備審査機関に提出した場合には、国際予備審査機関はその通告に受理の日付を付して国際事務局に送付します。その通告は、国際予備審査機関が付し

た日付で国際事務局に提出されたものとみなします。(規90の2.4(c))

「第7章 第2節 3. 国際予備審査の請求又は選択の取下げ」の欄を参照してください。

## 第8節 国際予備報告(特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章))

### 1. 国際予備報告の作成期間

下記の期間のうちいずれか遅く満了する期間

- (1) 優先日から28月 (規69.2(i))
- (2) 国際予備審査の開始のときから6月 (規69.2(ii))
- (3) 国際予備審査機関の求める言語で、かつ国際公開言語である言語による翻訳文の受理の日から6月 (規69.2(iii))

### 2. 国際予備報告の内容

- (1) 国際予備審査の基礎 (規66.1)
  - ① 条約第19条、同第34条の補正及び規91.1の規定に基づいて許可された明白な誤記の訂正は、国際予備審査のために考慮されます。これらの補正や訂正が行われていない場合には、国際予備審査は国際出願時における国際出願に基づき行われます。
  - ② 国際調査報告が作成されていない発明に関する請求の範囲は、国際予備審査の対象とされません。
- (2) 国際予備報告の基礎
  - ① 請求の範囲について補正がされている場合には、補正後の請求の範囲に基づいて報告を作成します。(規70.2(a))
  - ② 補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認める場合には、その補正がされなかったものとして報告を作成します。(規70.2(c))
  - ③ 明細書、請求の範囲又は図面の補正を行う場合、補正のための差替え用紙に添付する書簡に、出願時の国際出願中の補正の根拠を表示しなければなりません。補正の根拠を表示しなかった場合、当該補正が行われなかったものとして報告を作成することができます。(規70.2(c)2)
  - ④ 明白な誤記の訂正が考慮に入れられる場合には、報告にその旨を表示します。明白な誤記の訂正を考慮に入れない場合には、可能なときは報告にその旨を表示し、表示がない場合には、国際予備審査機関は国際事務局にその旨を通知し、国際事務局は、出願人及び指定官庁にその旨通知します。(規70.2(e)、細413)
- (3) 国際予備報告の内容 (条35(2))
  - ① 請求の範囲が条約第33条(2)から(4)に規定されている、
    - ・新規性
    - ・進歩性(自明のものでないこと)

・産業上の利用可能性  
の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述します。

- ② 前記①の記述は、各請求の範囲に対応して「有」、「無」の語からなり、
- a 結論を裏付ける文献を列記します。 (条35(2)、規70.7)
  - b 場合により、必要な説明を付すことができます。 (条35(2)、規70.8)
  - c 他の意見を付すことができます。 (条35(2))

(4) 国際予備報告のその他の記載事項 (規70、法施56)

- ① 国際予備審査機関の名称、国際出願番号・出願人の氏名(名称)・国際出願日
- ② 国際予備審査請求書の受理の日付、国際予備報告を作成した日付
- ③ 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
- ④ 補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めた場合には、その旨と理由
- ⑤ 請求の範囲が国際調査報告の作成されていない発明であり国際予備審査の対象とならなかった旨の記載
- ⑥ 国際予備審査機関に対し補正書が提出された場合には、その事実
- ⑦ 発明の単一性に関する注釈
- ⑧ その他

### 3. 国際予備報告を作成しない場合

(1) 次のいずれかの事由がある場合には、国際予備審査機関は国際予備審査を行いません。

(条34(4)(a)、法12(2))

- ① 国際出願の対象が国際予備審査を要しないものと国際予備審査機関が認め、かつ、国際予備審査を行わないことを決定したとき。

(条34(4)(a)(i)、規67.1、法施70(3)で準用する法施42)

- ② 明細書・請求の範囲・図面が明瞭でないため、又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性・進歩性・産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認めたとき。

(条34(4)(a)(ii))

- ③ 前記①②の事由が一部の請求の範囲について、又は一部の請求の範囲との関連にある場合には、当該請求の範囲のみについて適用されます。 (条34(4)(b))

(2) 通知

国際予備報告を作成しない場合には、出願人にその旨の見解及びその根拠が通知されます。

(条34(4)(a)、法12)

## 第9節 国際予備報告の送付・送達

### 1. 出願人・国際事務局への送付

国際予備審査機関は、特許性に関する国際予備報告の送付通知書（IPEA/416）並びに特許性に関する国際予備報告（IPEA/409）及びその附属書類を、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。（条36(1)、規71.1、法施57）[様式6-1][様式6-2]

### 2. 選択国への送達

国際事務局は、国際予備報告（附属書類を含む）及びその所定の英訳（ただし附属書類を除く）を作成して、各選択国に送達します。なお、当該英訳文は各選択国と同時に出願人にも送付されます。

国際事務局からの送達は、各選択国による請求により、優先日から30月経過後に行われます。（条36(3)(a)、規72.2、同73.2）

### 3. 報告の附属書類

（規70.16）

(1) 以下①～④に列挙する差替え用紙及び書簡は報告に附属書類として添付されます。ただし、以下①～③の差替え用紙であっても、後の差替え用紙又は用紙全体を削除することとなる補正によって差し替えられたもの又は取り消されたものとみなすものは添付されません。

- ① 条約第34条の規定に基づく補正書の差替え用紙及びその書簡（「手続補正書（法第11条の規定による補正）」）
- ② 条約第19条の規定に基づく補正書の差替え用紙及びその書簡
- ③ 国際予備審査機関によって許可された明白な誤記の訂正の差替え用紙及びその書簡（「明らかな誤りの訂正請求書」）
- ④ 国際予備審査機関が国際予備審査開始後に受領したため、報告に考慮されなかった明白な誤記の訂正に関する用紙及びその書簡（「明らかな誤りの訂正請求書」）

(2) 以下①②の場合には前記(1)の記載にかかわらず、差し替えられ又は取り消された差替え用紙及びその書簡についても、附属書類として添付されます。

- ① 差し替えようとし又は取り消そうとする補正が、国際出願の開示の範囲を超えてされた補正であると国際予備審査機関に認められた場合
- ② 差し替えようとし又は取り消そうとする補正について、補正の根拠を表示する書簡が提出されなかったため、その補正が行われなかったものとして報告が作成された場合

### 4. 附属書類の翻訳文

附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付します。

（条36(3)(b)、規74.1(a)）